傾斜地に乗り上げたトラクター・ショベルが横転し、運転者が下敷きとなる

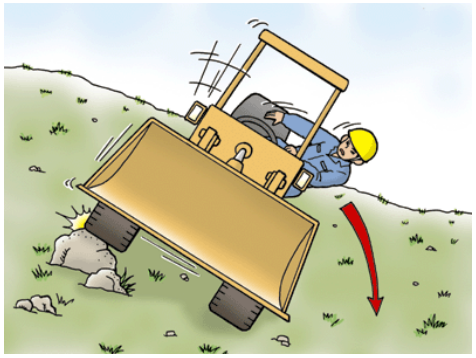

この災害は、ゴルフ場敷地内において、ホイール式トラクター・ショベルが傾斜地を転落し、運転者が下敷きになったものである。

このゴルフ場では観葉植物育成ハウスを新設したが、水道の設備がなかったので、近くのクラブハウスからホースによって取水することが計画されていた。

災害発生当日、被災者らは、翌日に取水作業を実施することを決めた。被災者は大半の作業者の所定労働時間（午前 6 時から午後 3 時）以降に、その準備として 11 番ホール近くに放置されていたホース（約 50m）2 本を新設されたハウスまで運搬しておこうと考え、一人で作業を開始した。

ホースの運搬は砂の積み込みに使用するトラクター・ショベルを使用することにした。トラクター・ショベルを運転してホースの放置場所にむかったが、ホースの近くに行く斜面には草が生い茂っていた。まず、トラクター・ショベルで斜面の草を刈って通路を造ろうと斜面を運転しながら草刈を始めたとき、斜面にあった石に前輪を乗り上げたトラクター・ショベルが横転し、約 14 度ある斜面を転落した。

被災者はトラクター・ショベルの下敷きとなって死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1　トラクター・ショベルに関し、その使用状況等の管理が不十分であったこと。

車両の定期検査（年次、月例、日常）が未実施であったり、車両のキーも長期持ち出し以外は管理者に報告せずに常に自由に持ち出せる状況であったり、事業場内の安全委員会等による作業者の不安全行動を未然に防ぐ措置が不十分であった。

2　トラクター・ショベルの左右安定度（12 度）を上回る傾斜面で作業をしたこと。

傾斜面の傾斜角は、進行方向に対して左方向に 14.1 度、後方向に 12.0 度の下り勾配で、このトラクター・ショベルの安定度を上回り、さらに右前輪タイヤが石に乗り上げたことにより傾斜角が増大した。

3　作業者が十分に現場の状況を検討しないで、独自の判断で一人作業を行ったこと。

4　作業の指揮命令が不明瞭で、安全管理も不十分であったこと。
5　作業者の安全教育が不十分であったこと。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1　トラクター・ショベルの使用状況等の管理を徹底すること。
　特に、機械の管理については、定期検査（年次、月例、日常）の確実な実施や、車両の使用状況等を管理者が常時把握する。

2　作業計画を定め作業計画に従って作業を行うこと。
　事前に作業現場の状況を調査し、一人作業はできるだけ排除する作業計画を定める。

3　機械の運転者に対し安全作業の励行について再教育すること。
　運転作業の慣れによる災害防止のための危険予知訓練の実施や機械そのものの技術革新による構造、運転方法の変化等必要に応じ安全教育を実施する。

4　安全委員会を設置する等事業場内の安全衛生管理体制の整備を図るとともに、安全管理を徹底すること。
　作業者の不安全行動を未然に防ぐ措置などについての規定を定め、関係労働者に周知徹底する。